

1. 鳥取県青少年健全育成条例

第3章 青少年の健全な成長を阻害する行為の規制

(安全にインターネットを利用できる環境の整備)

第12条の2 保護者は、その監護する青少年がインターネットにおいて流通する情報を適切に取捨選択して利用し、及び適切にインターネットによる情報発信を行う能力(以下「インターネットを適切に活用する能力」という。)を習得するよう努めるとともに、当該青少年の年齢及びインターネットを適切に活用する能力の状況に応じ、ペアレンタルコントロール(青少年のインターネットの利用を管理するためにその保護者が次に掲げる措置をとることをいう。)を適切に行うよう努めなければならない。

(1) インターネットを利用できる時間及び場所を制限し、保護者がインターネットの利用の状況を把握すること。

(2) 保護者が同意した機能に限り、インターネットを利用できるようにすること。

2. 兵庫県青少年愛護条例

第5章の2 インターネット上の有害情報等からの青少年の保護

(保護者の取組)

第24条の2 保護者は、インターネットを利用することができる端末設備(以下「端末設備」という。)を適切に管理することにより、青少年が端末設備を利用して有害情報(第9条第1項各号のいずれかに該当するため、青少年に閲覧させることがその健全な育成を阻害すると認められる情報をいう。以下同じ。)を閲覧することがないようにしなければならない。

2 保護者は、青少年によるインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、インターネットの利用に関する青少年の健全な判断能力の育成を図らなければならない。

(青少年のインターネットの利用に関する基準づくり)

第24条の5 何人も、青少年のインターネットの利用に伴う危険性、過度の利用による弊害等について認識し、青少年のインターネットの利用に関する基準づくりが行われるよう、その支援に努めなければならない。

2 前項に規定する基準は、その内容に次に掲げる事項を含むものとする。

(1) インターネットの過度の利用等を防止するためのその利用の時間に関する事項

(2) インターネットの利用に伴う危険等を防止するためのその利用の方法に関する事項